

伊佐市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	人 29,747	千円 16,685,127	千円 486,299	千円 2,608,773	% 15.6	% 17.5

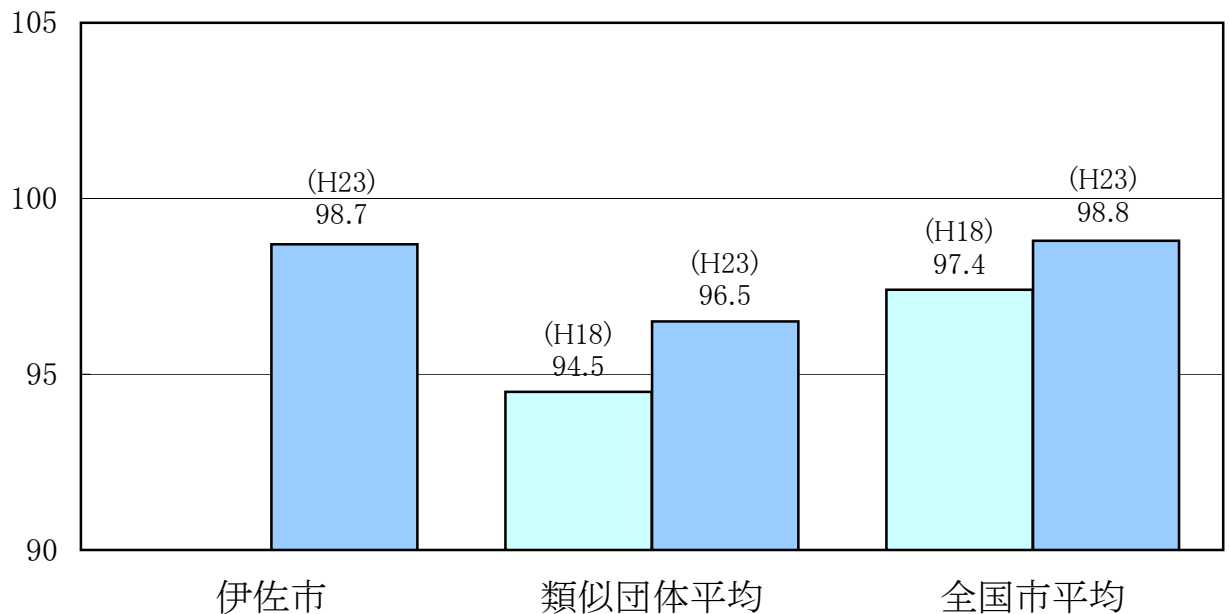
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 260	千円 1,051,016	千円 138,112	千円 389,212	千円 1,578,340	千円 6,071	千円 5,730

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項 なし

(4) ラスパイレス指数の状況（23年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)	
23年度	円	円	円	%	%
	-	-	(- %)	-	-

(参考) 国の改定率
%
△ 0.23

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)	
23年度	月	月	月	月	月
	-	-	-	-	-

(参考) 国の年間 支給月数
月
3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況 (23年4月1日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号給の 給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	458,400

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行なう前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (23年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊佐市	44.6 歳	343,347 円	381,357 円	366,469 円
鹿児島県	44.4 歳	330,565 円	407,023 円	366,420 円
国	42.3 歳	327,205 円	—	397,723 円
類似団体	43.3 歳	327,151 円	380,711 円	351,610 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
伊佐市	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円	-	-	-	-
うち業務主事	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	用務員	53.8 歳	209,700 円	-
うち技術員	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円	調理士	40.7 歳	197,600 円	-
うち	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	-	- 歳	- 円	-
鹿児島県	48.9 歳	484人	333,732 円	391,564 円	367,824 円	-	-	-	-
国	49.5 歳	3689人	283,862 円	-	321,662 円	-	-	-	-
類似団体	49.0 歳	26人	301,260 円	324,367 円	312,448 円	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
伊佐市	*	-	-
うち業務主事	- 円	2,943,200 円	-
うち技術員	* 円	2,698,600 円	-
う ち	- 円	- 円	-

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成20～22年の3ヵ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人情報保護の観点から公務員については、対象となる職員数が10人未満である場合は個人情報が特定されるため、平均年齢、職員数、平均給料・給与月額及び年収ベースの欄をアスタリスク(*)としている。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
伊佐市	- 歳	- 円	- 円
鹿児島県	- 歳	- 円	- 円
類似団体	- 歳	- 円	- 円

④〇〇職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊佐市	- 歳	- 円	- 円	- 円
鹿児島県	- 歳	- 円	- 円	- 円
国	- 歳	- 円	-	- 円
類似団体	- 歳	- 円	- 円	- 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況 (23年4月1日現在)

区 分		伊佐市	鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	168,756 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	137,298 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	143,766 円	-
	中学卒	129,200 円	126,616 円	-
教育職	大学卒	- 円	- 円	-
	高校卒	- 円	- 円	-
〇〇職	大学卒	- 円	- 円	-
	高校卒	- 円	- 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (23年4月1日現在)

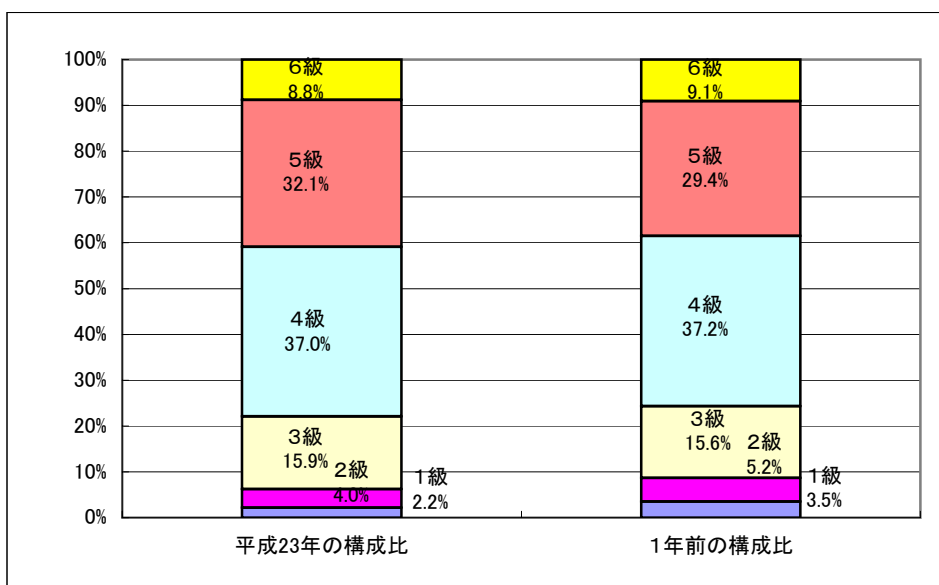
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	259,717 円	318,400 円	355,200 円
	高校卒	216,500 円	266,750 円	318,280 円
技能労務職	高校卒	該当者なし 円	該当者なし 円	該当者なし 円
	中学卒	該当者なし 円	該当者なし 円	該当者なし 円
教育職	大学卒	- 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円
〇〇職	大学卒	- 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (23年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7 級	指定課長	0 人	0.0 %
6 級	課長	20 人	8.8 %
5 級	係長, 主査	73 人	32.1 %
4 級	主査	84 人	37.0 %
3 級	主任主事, 主任技師	36 人	15.9 %
2 級	主事, 技師	9 人	4.0 %
1 級	主事補, 技師補	5 人	2.2 %

- (注) 1 伊佐市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

伊佐市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第25条に基づき、全職員(管理職含む)に対して、5段階(A～E)の昇給区分(0号～8号給)により勤務成績が良好である職員(C)と判定し、昇給基準に従って昇給を行った。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

伊 佐 市	鹿 児 島 県	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,510 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,539 千円	—
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (-)月分 (-)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.50)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20%・管理職加算10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

伊佐市職員の給与の支給等に関する規則第80条に基づき、全職員(管理職含む)良好な職員と判定し、成績率を一律の支給(67.5/100)で行った。

(2) 退職手当(23年4月1日現在)

伊 佐 市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 23.50 月分 30.55 月分	勤続20年 23.50 月分 30.55 月分
勤続25年 33.50 月分 41.34 月分	勤続25年 33.50 月分 41.34 月分
勤続35年 47.50 月分 59.28 月分	勤続35年 47.50 月分 59.28 月分
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	最高限度額 59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置	その他の加算措置
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)
1人当たり平均支給額 11,548 千円 25,389 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)			0 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
-	- %	- 人	- %
-	- %	- 人	- %
-	- %	- 人	- %
-	- %	- 人	- %
-	- %	- 人	- %
-	- %	- 人	- %

(4) 特殊勤務手当 (23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		1,134 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		66,729 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)		5.9 %	
手当の種類(手当数)		8	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
滞納徴収手当	税務課	市の債権に係る収入未済額の徴収	日額 200円
福祉手当	福祉事務所	生活保護法に基づく指導業務	月額3,700円
行旅病人及び行旅死亡人取扱手当	福祉事務所	行旅病人及び行旅死亡人の取扱業務	日額1,000円
保健指導手当	健康増進課	保健指導業務に従事する保健師及び歯科衛生士	日額 100円
用地交渉手当	建設課	公共用地の取得に関する事業の現地交渉事務	日額 300円
小動物死体収集業務手当	環境対策課	小動物の死体収集	一匹 600円
保育所勤務手当	保育所	幼児の保育業務	月額 給料月額×6/100以内
廃棄物処理業務手当	衛生センター	産業廃棄物処理業務	月額 5000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	55,149 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	193 千円
支給実績(21年度決算)	63,508 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	209 千円

(6) その他の手当 (23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	①配偶者 13,000円 ②扶養親族 6,500円 ③配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ④扶養親族のうち満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子加算 5,000円	同じ	-	千円 48,717	円 270,651
住居手当	借家(家賃月額が12,000円を超える場合に限り)に応じて27,000円を限度	同じ		千円 20,904	円 105,044
通勤手当	①交通機関利用者 運賃相当額を支給(支給限度額55,000円)	同じ	②2,000~ 24,500円	千円 14,326	円 50,090
	②交通用具利用者 600~10,500円	異なる			
管理職手当	課長職 定額化	同じ	-	千円 9,984	円 399,357

6 特別職の報酬等の状況 (23年4月1日現在)

区分	給料	月額	額等
給料	市長	714,600 円 (794,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 1,010,000 円 / 389,500 円
	副市長	565,200 円 (628,000 円)	800,000 円 / 510,000 円
報酬	議長	368,000 円 (円)	495,000 円 / 274,000 円
	副議長	283,000 円 (円)	440,000 円 / 234,000 円
	議員	266,000 円 (円)	400,000 円 / 220,000 円
期末手当	市長	(22年度支給割合)	
	副市長	2.95 月分	
退職手当	議長	(22年度支給割合)	
	副議長	2.95 月分	
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副市長	794千円×在職年数×500/100	1588万円 任期毎
	備考	628千円× " ×280/100	703万円 "

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

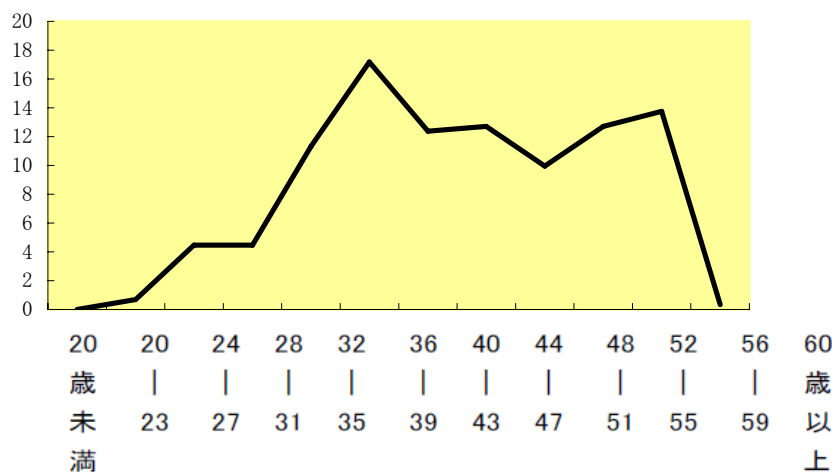
(23年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成22年	平成23年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	5	5	0	事務の民間等委託 事務の民間等委託 事務増 欠員不補充
		総 務	70	69	-1	
		税 務	19	19	0	
		民 生	26	24	-2	
		衛 生	38	40	2	
		農林水産 商 工 土 木	34 7 20	34 7 19	0 0 -1	
	計	219	217	-2	<参考> 人口1万人当たり職員数 72.95 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 71.78 人)	
	教育部門	42	40	-2	事務の統廃合縮小	
	消防部門	-	-	-		
	小 計	261	257	-4	<参考> 人口1万人当たり職員数 86.40 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 96.87 人)	
公営企業計等部門	水道その他	36	34	-2	事務の民間等委託	
	小 計	36	34	-2		
合 計		297	291	-6	<参考> 人口1万人当たり職員数 97.82 人	
		[350]	[350]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (23年4月1日現在)

(例) %



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0	2	13	13	33	50	36	37	29	37	40	1	291

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度							過去5年間 増減数(率)	
	18年	19年	20年	21年	22年	23年			
一般行政	257	257	246	230	219	217	-40	-15.6%	
教育	59	59	55	49	42	40	-19	-32.2%	
警察									
消防									
普通会計計	316	316	301	279	261	257	-59	-18.7%	
公営企業等会計計	38	37	39	36	36	34	-4	-10.5%	
総合計	354	353	340	315	297	291	-63	-17.8%	

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
22年度	312,007	60,759	71,147	22.8	22.6

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	9	36,526	4,164	13,600	54,290	6,032

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,443

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (23年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊 佐 市	46.2 歳	363,512 円	493,987 円
団 体 平 均	45.6 歳	362,100 円	535,892 円
事 業 者	— 歳	—	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 佐 市		伊佐市（一般行政職平均等）	
1人当たり平均支給額(22年度)		1人当たり平均支給額(22年度)	
1,402 千円		1,510 千円	
(22年度支給割合)		(22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(-)月分	(-)月分	(-)月分	(-)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5%～15%		・役職加算 5%～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (23年4月1日現在)

伊 佐 市			伊佐市（一般行政職平均等）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円	1人当たり平均支給額	11,548千円	25,389千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
-	- %	- 人	- %
-	- %	- 人	- %
-	- %	- 人	- %
-	- %	- 人	- %
-	- %	- 人	- %
-	- %	- 人	- %

エ 特殊勤務手当 (23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		28 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		3,144 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)		90.0 %	
手当の種類(手当数)		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
給水停止処分手当	水道課	給水停止処分業務	日額200円
有毒薬品取扱手当	水道課	人体に特に危険性を有する薬品を取り扱う作業	日額150円

オ 時間外勤務手当

支給実績（22年度決算）	660 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	73 千円
支給実績（21年度決算）	827 千円
職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	92 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（22年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）
扶養手当	①配偶者 13,000円 ②扶養親族 6,500円 ③配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ④扶養親族のうち満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子加算 5,000円	同じ	-	千円 1,440	円 205,643
住居手当	借家(家賃月額が12,000円を超える場合に限り)に応じて27,000円を限度	同じ	-	1,236 千円	154,500 円
通勤手当	①交通機関利用者 運賃相当額を支給(支給限度額55,000円) ②交通用具利用者 600～10,500円	同じ	-	千円 409	円 40,880
管理職手当	課長職 定額化	同じ	-	398 千円	398,295 円

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等・その他の給与に関する事項

→3(1)②・→3(2)・→5を参照

2 基本的な考え方

技能労務職員の給与については、民間の同種の職種に従事する者、またはその職種に近い内容との均衡に留意しながら、適正な給与制度・運用に努める。

3 具体的な取組内容

給料表の適正化に努めるとともに、給食調理員への特殊勤務手当についても廃止してきた。

4 その他

これまでの取り組みとして、現業職場での退職不補充（平成13年度～）、市営老人ホームの民営化（平成19年度）、単純労務作業の非正規職員化（平成13年度～）などを進めた結果、平成13年度35人の技能労務職員が平成23年度には6人（給食調理員5人・用務員1人）となり、10年間で29人の削減を図ってきた。

今後においても退職不補充、技能労務職員から一般職への任用替等も検討しながら、見直しを図っていく。